

# 校 章



## 校章の由来

そろばん珠をかたどったものを土台に、十字に縦横の線をひき、中央に「商」の字を記すのが本校の校章である。十字の縦線は天までも真直に伸び行く姿、理想を求め、追求する若人の意気を示し、水平の横線は学校から国家、世界に至るまでともどもに手をつなぐ姿を示している。

土台のそろばん珠は実業界に雄飛せんとする生徒に、厳しく現実の社会を示し、常に高い理想をもち一步一步現実をふみしめ、克服していくことを念じたものである。

## 校訓およびその意味

### 進 取 敢 為

積極的に物事にあたり、苦難を押し切って物事を行う。

### 友 愛 奉 仕

知人に対しても、見知らぬ人に対しても愛を惜しまず、報酬にとらわれることなく、国家・社会・人のために尽くす。

### 自 律 礼 讓

自分の決めた規則に従い、わがままを押え、礼を尽くして他人に接する。

## 生徒心得

人間の集団には必ず「規律」があり、それに従ってこそ、人間は生きていける。私たちの都商もまた人間集団の一つである。

「進取敢為・友愛奉仕・自律礼讓」の校訓のもと、以下の「生徒心得」を遵守し、規律ある高校生活を送ることによって自己の人格を磨くとともに、都商生としての誇りを持って行動しなければならない。

### 教育方針

自信と誇り、高い志を持つ自立した経済人の育成を目指し、地域および県民の負託にこたえる学校の創造

- 学力向上
- 自律した品格ある生徒の育成
- 部活動を通して高い人間力を持つ生徒の育成
- 地域の文化を担い、貢献できる生徒の育成

## 1 学習について

高校生活の中心は、言うまでもなく学習にある。変化の激しいこれからの社会に、生涯を通じて学び続け、たくましく生き抜いていくためには、自ら学ぶ意欲と主体的な学習態度を身につけることが大切である。

- (1) 「ベル着」、始業・終業の「立礼」を励行する。
- (2) 授業中は、先生の説明を良く聞き、考え、意見を発表し、分からないところは積極的に質問して、授業に集中する。
- (3) 自習時間は静かに課題に取り組む。
- (4) 「予習」「復習」を励行し、学力の向上に努める。
- (5) 日々の課題や長期休業中の課題など諸提出物は確実に提出する。
- (6) 積極的に資格取得に取り組み、高次の資格に挑戦する。
- (7) テストでは、不正行為は絶対しない。

## 2 出席について

高校生活で最も基本的なことは、決められた時刻に登校し、授業に出席して学力を身につけることである。一度過ぎ去った「時」は二度と取り戻すことができない。健康に十分留意して、3年間を「無欠席・無遅刻・無早退・無欠課」で送り、高校生活を有意義なものにしなければならない。

- (1) 8:20 までには登校し、8:25 からの朝読書に備える。  
\* 早朝課外受講者は、課外開始 5 分前までに着席のこと。
- (2) 健康上、その他の理由でやむを得ず欠席・遅刻する者は、保護者が学校の指定する連絡手段を使って時間内に連絡する。
- (3) 健康上、その他の理由でやむを得ず早退しようとする者は、養護教諭及び担任に相談し、許可を受ける。
- (4) 登校後下校時までの外出は、原則として禁止する。やむを得ず外出しなければならないときは、別紙様式(外出許可届)により担任の許可を受ける。

また、通院、診察等も原則として放課後とする。

(5)感染症による出席停止、及び1週間以上連続して病気を理由に欠席する場合は、医師の診断書を提出する。

(6)忌引の日数は次のとおりとする。

①父母7日 ②兄弟姉妹、祖父母3日 ③伯叔父母、曾祖父母1日

(7)病欠・事故欠は、理由を問わず、授業に出席しない場合は「欠課」とする。

(8)生徒カードは常に携帯して登校する。

### 3 心の健康について

(1)授業の初めと終わりは正しく挨拶をする。

(2)挨拶は人間相互間の親和、敬愛の表現であり、よくその人柄を表すものである。謙虚な態度と誠実な言葉づかいで人に接する。

(3)父母、来客、教師、先輩のような目上の人にはもちろん、同輩や後輩とも明るい挨拶をかわす。

(4)机、椅子、教室等の公共物はすべて大切に取り扱い、落書きや破損行為はしない。

(5)美化意識の向上に努め、清掃活動には積極的に取り組む。

(6)ボランティア活動には積極的に参加し、人を思いやる心を身につける。

(7)交通マナーの向上に努め、次の項目については特に注意する。

①自転車は左側通行とする。(道路交通法18条)

②無灯火・並進・二人乗り・傘さし・信号無視をしてはならない。

(同52条)(同19,57条)

(8)集団行動について

①集会は私語をせず迅速に行動する。(5分前完了)

②体育館では各HRの列に並び黙想する。

### 4 日常生活について

(1)校内生活

①教科書、教材、体育用具等は学校指定のバッグ(都商バッグ)に入れて登下校する。

②すべての所持品には記名し、紛失したときにはすぐ届け出る。

③不健全な雑誌、マンガ、菓子、カード類は所持しない。

④校内の器物を破損した場合は、直ちに担任に連絡し、係の先生に報告する。

⑤自転車は必ず所定の場所に置き、施錠し、指定のステッカーをつける。

⑥掲示物は生徒指導部の許可を得て、掲示する。

⑦生徒の居残りは原則として17時までとする。部活動の時間は原則として夏時間(4月～9月)は19:30まで、冬時間(10月～3月)は19:00までとする。

なお、下校の際、教室及び部室の戸締りや施錠及び消灯を必ずする。

⑧体育の授業や移動教室の際は貴重品の管理に注意し、教室は必ず施錠する。

(2)校外生活

①常に、都商生としての自覚をもって行動し、公衆道徳を守り、他人に迷惑をかけない。

②非行の温床となりやすい20時以降の夜間外出は原則としてしない。

③外泊は原則として禁止する。

④未成年に禁止されている場所への出入りは絶対にしない。

⑤飲酒、喫煙の禁止はもとより、薬物も使用してはならない。

⑥アルバイトは原則として禁止する。ただし、長期休業中は別に定めるアルバイト許可規定により認める。

⑦男女交際は高校生としての品位を失わず明朗であること。

## 5 服装容儀

服装容儀は最も直接に自己の人格を表す。流行を追って華美に流されたり、また、規定以外のものは着用したり、着崩したりしてはならない。

### 1. 頭髪に関する校則

基本として、進路目標達成を意識した、高校生らしい清潔な髪型であること。

#### (1) 男子

えりあし、もみあげ、ひげ等は伸ばさず、側頭部は耳にかぶらない。

#### (2) 女子

①肩より長い場合は、髪留めゴムで結ぶ。

②髪の装飾具、エクステンション、ファンデーション(色付き日焼け止め)、マニキュア、ピアス、口紅、マスカラ、アイプチ、色つきリップ等の化粧は禁止する。

#### (3) 男女共通

①パーマ、脱色や染色、特異な髪型、整髪料等の乱用は避ける。

②眉毛には一切手を加えない。

③前髪は眉までとし、目にかからないこと。

### 2. 服装に関する校則

1. 服装 男女ともに学校指定の販売店で購入した制服を着用する。

#### (1) 男子

①冬季は指定の学生服(上下)と白のカッターシャツを着用する。

②中間服(上着)は指定の白のカッターシャツを着用する。

③夏季は指定の夏季用ズボンと開襟シャツを着用する。

#### (2) 女子

①冬季は指定のブレザー、スカートまたはスラックスとベストまたはセーター、白のブラウスに学年指定のリボンまたはネクタイを着用

する。

(スカートは丸襟ブラウスにリボン、スラックスは角襟ブラウスにネクタイを着用。)

②夏季は指定のスカートまたはスラックスとブラウス、白靴下(ワンポイント可)を着用する。

③スカートの長さは、膝が隠れる程度とし、ウエストで折り曲げたりしない。

④冬季は黒またはベージュのストッキングの着用を認める。(11月～3月)

#### (3) 男女共通

①カッターシャツ、ブラウスの下に着るシャツの指定は特にないが、華美な色やデザインが透ける物は避け、袖から出ないこと。

②靴下は白・黒・紺(ワンポイント可)とする。ただし、女子は夏服の時は白色とする。

③制服を着崩して着たり、変形・改造してはならない。

### 2. 履物(男女共通)

①登下校用の靴は黒色のローファーまたは体育の運動靴とする。

②スリッパは本校指定のものとする。

3. マフラー・手袋・アームカバーの使用について(別途時期を指定する。)

①色は、特に指定はしないが、華美な色は避ける。

②マフラーの長さは、極端に長いものは着用しないこと。

③登校時は昇降口で取り、校内では着用しない。

4. 違反者に対しては指導票による指導を行う。

## 6 願届

(1) 欠席、遅刻、早退、外出、異装については、諸届を用いてできるだけ事前に

届けを行い、やむをえぬ場合は、その翌日までに完了すること。

### 忌引表 (○…血族, □…姻族)



(2)次に掲げることについては事前にHR担任, 部顧問から生徒指導部を通じて願い出て学校長の許可を受ける。

- ①学校内外の集会及び校外の団体への参加
- ②合宿
- ③対外試合
- ④掲示, 印刷物等の刊行配布
- ⑤自転車通学, バイク・普通自動車免許取得, アルバイト

## 7 通学

道路交通法の規定を遵守し, 違反のないよう心がけること。

(1)自転車通学に関する校内規定

自転車通学をする者は自転車にステッカーを貼付し, 所定の場所に駐輪する。ヘルメットを着用して通学することを義務とする。

(2)バイク通学に関する校内規定

原則として使用を禁止する。

①許可基準

(ア)公共交通機関の利用が不便で, 学校までの通学距離が 10km 以上あり, 自宅から最寄りの駅までの距離も 2km 以上あること。

(イ)部活動に所属し, 帰宅時間が遅くなること。

(ウ)通学路の事情により, バイクの利用が必要であること。

※ 上(ア)を満たし, 且つ(イ), (ウ)のいずれかに該当すること。

②許可申請の手続き

(ア)バイク通学許可願, 誓約書, 原付免許受験許可証に必要事項を記入し, 保護者署名のもと, HR担任の許可後交通係に提出する。

(イ)許可については生徒指導部で検討し許可する。(原則として2年生から)

(ウ)受験については, 長期休業中を原則とする。

③乗車規定

(ア)排気量は 50cc 以下とし, 変形ハンドル, 改造車等でないこと。

(イ)車両については自賠責保険に加入済みであること。

(ウ)許可された車両は所定のステッカーを貼付する。

(エ)車両は所定の場所に置く。

(オ)ヘルメットは必ず着用する。

(カ)登下校以外の車両の使用は認めない。

(キ)校内乗車は禁止する。

(ク)スリッパ, ゴウリ等での乗車は禁止する。

(3)普通乗用車受験に関する規定

①許可規準

3年生で, 進路が決定した者とする。

②自動車学校入校の条件及び手続き

## 図書館規則

- (ア)入校は後期中間考査の最終日からとする。本免の学科試験は卒業後が原則となる。
  - (イ)学習状況や生活態度が良好であること。
  - (ウ)「自動車学校入校許可願」と各自動車学校の「入校申込」を、担任・保護者の許可の上、係に提出のこと。生徒指導部で審議し許可となる。
  - (エ)その他、プリントに記載された学校の指導に従う。
- (4)交通ルール違反者に対しては、指導票による指導を行う。

### 8 証明書発行について

- (1)下記証明君は事務室窓口に備付の申込用紙により3日前に提出し交付を受ける。
- ①在学証明書
  - ②通学証明書
  - ③学割(JR長距離旅行)  
この場合、保護者・HR担任・生徒指導主事(進路関係は進路指導主事)の承認が必要。
  - ④卒業見込み証明書  
HR担任の承認が必要。
  - ⑤在学中の成績証明書  
HR担任より交付を受ける。
- (2)交付手数料・在學生は不要。

### 第1章 総則

- 第1条 図書館は職員、生徒の研究・調査・学習ならびに自由研究の場であり、著書・記録・新聞・雑誌等を収集管理し、閲覧に供する。
- 第2条 開館は次のとおりとする。
1. 登校日は通常開館し、上曜・日曜・祭日は閉館とする。ただし、臨時閉館は、そのつど定める。
  2. 開館は午前8時30分より午後4時30分までとする。
  3. 長期休業中(夏休み等)の開館日は事前に別途連絡する。
- 第3条 館内にあつてはお互いに静粛にし、他に迷惑を及ぼすような行為をしてはならない。

### 第2章 閲覧および貸出

- 第4条 閲覧については、書庫の図書を選択し、閲覧室で閲覧し、終われば元の位置に返しておくこと。
- 第5条 図書の貸出・返却は、所定の手続きに従って行う。
- 第6条 貸出は一人3冊までとし、貸出の日より15日以内に返却する。長期休業中の貸出は一人5冊までとする。
- 第7条 貴重図書・辞典・重要書類・その他 指定した図書(禁帯出図書、館内)の貸出は許可しない。
- 第8条 学校図書については、公共愛護の精神から、各自の責任において次の事項を守らなければならない。
1. 閲覧または貸出中の図書を紛失・汚損・破損したときは、必ず図書部職員に届けて、時価による弁償をする。



及び保管にあたる。

(4) 執行委員は生徒会行事等の準備や各種専門委員会の統括を行う。

第 8 条 生徒会総務役員は公示期間に全会員の中から、自主立候補及び他者推薦立候補を各クラスから受け付け、全会員の選挙によって選ばれる。

第 9 条 生徒会総務役員の任期は 1 年としその改選は原則として 6 月とする。

### 第 3 章 決議機関

第 10 条 本会には決議機関として、生徒総会及び代議委員会をおく。

第 11 条 生徒総会は最高の議決機関であり、全会員をもって構成し、年に 1 回定期総会を開くことを原則とする。ただし、代議委員会において必要と認められた場合あるいは全会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合には臨時総会を開かねばならない。

第 12 条 生徒総会は全会員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議決は出席数の過半数による。ただし、可否同数の場合は議長が裁決する。

第 13 条 生徒総会は生徒会長が招集する。

第 14 条 生徒総会は議長 1 名、副議長 2 名をおく。これは全会員の中から代議委員会において選任される。

第 15 条 代議委員会は総会に次ぐ決議機関であり、定数の 3 分の 2 以上の出席により成立する。その議決は出席数の過半数による。ただし可否同数の場合は議長が裁決する。

第 16 条 生徒総会では次の事項を行うことができる。

- (1) 規約の変更。
- (2) 生徒会総務役員の解任。
- (3) 生徒会総務役員の任期満了前の辞任の承認。

(4) 予算及び決算の報告。

(5) 代議委員会より提出された議案。

第 17 条 代議委員会は各 HR の学級委員長と生徒会総務役員をもって構成する。

第 18 条 代議委員会には互選により、常任の議長、副議長各 1 名をおく。

- (1) 議長は会議の招集並びに議事の運営にあたる。
- (2) 副議長は議長を補佐し、議長不在の場合にはその仕事を代行する。

第 19 条 代議委員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 生徒総会に提出する議案。
- (2) 本規約以外の細則及び諸規定の制定又は改正。
- (3) 規約に規定する各種の委員会の改廃及び代議委員会が選任した役員・委員の解任。
- (4) 予算及び決算の承認。
- (5) 部の新設及び改廃の承認。
- (6) 生徒会総務役員に欠員を生じた場合の処理。
- (7) その他必要と思われる事項。

第 20 条 代議委員会の議長は、会議の議決事項を HR を通して速やかに発表しなければならない。

### 第 4 章 執行機関

第 21 条 木会には執行機関として、生徒会総務委員会、各専門委員会をおく。

第 22 条 専門委員会は執行の実際的活動機関であり、次の委員会とする。また、各委員会は各 HR の係長をもって構成し、互選により委員長、副委員長、書記各 1 名をおく。

- (1) 生活委員会
- (2) 環境美化委員会
- (3) 図書委員会

- (4) LHR運営委員会
- (5) 学習委員会
- (6) 交通安全委員会
- (7) ボランティア委員会
- (8) 体育委員会
- (9) 保健委員会
- (10) 文化祭実行委員会
- (11) 家庭クラブ委員会

## 第5章 HR(ホームルーム)

第23条 ホームルーム(以下HRと称する)は生徒会活動の基礎である。HRには学級委員長、学級副委員長各1名及び以下の委員・係をおく。会員はいずれかの委員・係に所属することを原則とする。

- (1) 生活委員
- (2) 環境美化委員
- (3) 図書委員
- (4) LHR運営委員
- (5) 交通安全委員
- (6) 学習委員
- (7) ボランティア委員
- (8) 体育委員
- (9) 保健委員
- (10) 文化祭実行委員
- (11) 進路情報委員
- (12) 家庭クラブ委員
- (13) 会計係
- (14) その他必要と認められる係

第24条 学級委員長・学級副委員長、各委員・係はHRで適当な方法にて選出する。

また、生徒会総務役員、学級委員長・学級副委員長及び各委員・係の係長は相互に兼任することはできない。

第25条 HRにはHR会をおく。これはHR構成員の3分の2以上の出席で成立し、必要に応じて随時開催する。

## 第6章 部活動

第26条 本会には会の目的を達成するために、以下の部をおく。各部には部長をおき、部長会議を設ける。

- (1) 文化部

演劇部、放送部、簿記部、珠算部、吹奏楽部、ワープロ部、情報処理部、英会話部、茶道写真部、共創ウェルビーイング部

### (2) 運動部

柔道部、弓道部、陸上競技部、野球部、男子卓球部、女子卓球部、女子バスケットボール部、女子バレーボール部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、女子ソフトボール部、バドミントン部、女子サッカー部

第27条 部の新設及び改廃は代議委員会の議決を経なければならない。

## 第7章 会計

第28条 本会の会費は毎月納入する生徒会費による。

第29条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第30条 生徒会予算は部長会、代議委員会において決定する。

第31条 費目の流用及び予備費の使用は生徒指導部長の承認を必要とし、事後に代議委員会にて報告するものとする。

第32条 会費の徴収及び支出はすべて学校当局へ委任する。

第33条 学校当局の生徒会会計係は予算及び決算報告を毎年4月に学校長に報告し、代議委員会の議決を経て、生徒総会にて公表しなければならない。

## 第8章 選挙管理委員会

第34条 生徒会総務役員の選挙に関する事務を管理遂行するため、選挙管理委員会をおく。

第35条 選挙管理委員は、3年生の学級委員長・学級副委員長で構成する。

第36条 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選とし、選挙管理事務を総括

する。

第 37 条 選挙管理委員会は選挙管理委員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、その議決は出席者の過半数による。

第 38 条 選挙管理委員の任期は 1 年とする。

第 39 条 選挙管理委員会は以下の任務を遂行する。

- (1) 選挙の公示と立候補者の受付。
- (2) 立会演説会の計画案及び実施。
- (3) 投票及び開票の管理。
- (4) 当選者の発表。
- (5) その他選挙の管理に必要な事項。

## 第 9 章 補 則

第 40 条 本会規約の改正は、全会員の 3 分の 2 以上の議決を要する。

第 41 条 本会規約の改正原案は代議委員会で作成する。

第 42 条 本会規約は 1959 年(昭和 34 年)6 月 15 日より施行し、1996 年(平成 8 年)11 月、1998 年(平成 10 年)4 月、2001 年(平成 13 年)5 月一部改正、2006 年(平成 18 年)5 月一部改正、2008 年(平成 20 年)5 月一部改正、2016 年(平成 28 年)5 月一部改正

## 同 好 会 規 定

第 1 条 同好会は、趣味、目的を同じくするもので構成される。

第 2 条 同好会は会長 1 名を選出し、本校職員の中から指導顧問 1 名を依頼する。

第 3 条 同好会は生徒会総務委員会及び生徒指導部に届け出たのち、学校長の承認を受けることを要する。

第 4 条 同好会の活動は原則として校内に限り認める。公式の対外行事の参加は認めない。

第 5 条 同好会の必要経費は自己負担とする。

第 6 条 同好会の会長は月 1 回活動日誌(場所、人員、時間、内容)を生徒会総務委員に提出する。

第 7 条 1 年以上継続した活動実績のある同好会は、部設置願いを生徒会総務委員会及び生徒指導部に提出することができる。

第 8 条 部設置願いの出た同好会について、生徒会総務委員会及び生徒指導部は毎月の活動日誌を確認した上で、委員長会議の議決を経て部設置を認める。

## 部活動に関する細則

第 1 条 各部活動は毎年部活動登録終了後、部員名簿を生徒指導部及び生徒会総務委員会に届け出るものとする。